

新年のご挨拶

東京弁護士会最終決算期の 上方修正に向かって

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎



新年あけましておめでとうございます。

任期もあと3ヵ月。企業でいえば3四半期の決算報告をして、最終決算期の年間業績の下方ないし上方修正が検討される時です。企業には株主というオーナーがいて、株価判断のための正確な情報公開が求められます。翻って我が弁護士会のオーナーは会員でしょうか？ 市民（国民）はステークホルダーに止まるのでしょうか？ 弁護士会の業績とは何で、株価という価値評価基準みたいなものが弁護士会にもあるのでしょうか？

弁護士自治を付与し、弁護士の自律を促しているのは、まぎれもなく市民であって、弁護士会が弁護士自治にその基盤の存立を置く限り、オーナーはまさしく市民であります。私たちはこの市民の付託に応えるべく、疑いのない自治能力を示さなければなりません。年度当初はいきなり不祥事対応に追われ、残念ながらマスコミ・世論の不評・不興にさらされました。預り金規程を厳格化し、

市民窓口に3つの対応チームを設置し、これまでのリピーター（苦情が繰り返しなされる会員）への事情聴取と指導監督を強化し、成年後見人制度の推薦規則を厳格化し、会が新商品の保険に加入するなど制度の大幅な見直しをしました。

弁護士自治のベースとなる弁護士法第1条は、私たち弁護士に人権擁護と社会正義の実現という使命に基づき、社会秩序の維持と法律制度の改善に努力しなければならないとしています。憲法改正はか否かの議論があっても、憲法第96条改正には、会内ほぼ一致して反対しました。

今般の特定秘密保護法は、今後も法律家の良心として、主義主張を超えてその危険性を訴え改廃していかなければならないし、その活動の中心として東弁の各関連委員会の活躍は頼もしい限りです。秘密に守られた日本版NSCと防衛大綱、そして仕上げは集団的自衛権行使を容認する国家安全保障基本法案が待っています。共謀罪も控えています。

弁護士会は、オーナーである市民から付託されたミッションとして、全力でこの動きを阻止していかなければならないと考えます。

弁護士会は、そうは言っても会員の皆様の会費に支えられているわけで、出資者である会員も紛れもないオーナーであります。オーナーの理解と支持を失えば命運は尽きます。弁護士会の職能団体としての機能は、法曹人口増大と国民人口収縮の時代（弁護士会のデフレ時代）にあっては一層強く求められています。2013年から始まったクラス別研修。この一年間を総括し、更なる充実に向けて態勢を強化していかなければならないし、新進会員活動委員会や弁護士研修センター運営委員会を先頭に若手会員支援策にあと一工夫欲しい。2月には、中小企業法律支援センターが立ち上がります。事業再生、事業承継など中小企業の支援のために、中小企業庁や都とも連携し、大きな仕掛けを構築しなければなりません。都・区など自治体と連携し、法律相談事業はじめ法教育、学校問題、条例づくり、公債権回収……枚挙にいとまのない活動領域の拡がりをこの3ヵ月のうちに展望してその足場を造りたいと思います。

職能団体機能とは、弁護士の公共団体機能とコラボして弁護士の高そうでは実はそうでもないかもしれないステータスとポテンシャルを高めることを意味します。「職業

としての弁護士」は実入りの良い仕事ではない意識から始まるようです。結果としてそうであればそれにこしたことはありませんが、市民のための公共というプロフェッショナル性にこそ、その神髄みたいなものがあるのではないかと思います。オーナーである市民と会員のコラボが必要です。

私の任期はあとわずかですが、来年度も含めて本当に勝負の年です。法制審特別部会で議論の山場を迎える新時代の刑事司法制度改革を真の改革に仕上げなければなりません。

東京弁護士会の委員会を中心とする底力を発揮するのは「今」です。

覚悟と期待を込めて上方修正をアナウンスします。今年もよろしくお祈いします。



雨乞いの馬像 貴船神社(京都市)